

寒川町障がい福祉計画見直しのためのアンケート調査（案）

障害者虐待防止法について

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」といいます。）が施行されました。

問 ) あなたは「障害者虐待防止法」を知っていますか？（あてはまるもの一つに○）

1. 知っている。      2. 聞いたことがある。      3. 知らない。

問 ) 「障害者虐待防止法」では次の 1. ～ 5. の事を「虐待」としてしています。あなたは知っていますか？（知っているもの全てに○。）

1. 身体的虐待

たたかれる。無理やり食べ物を口に入れられる。椅子に縛り付けられる。閉じ込められる。など

2. 性的虐待

無理やり裸にされる。胸やお尻を触られる。など

3. 心理的虐待

「ばか」などと怒鳴られる。悪口を言われる。無視される。など

4. 放棄・放任

食事を食べさせてもらえない。入浴をさせてもらえない。病気や怪我をしても病院連れて行ってもらえない。など

5. 経済的虐待

生活に必要なお金を渡してもらえない。預けてあるお金が勝手に使われる。など

問 ) 「障害者虐待防止法」では、家庭や施設、職場で障がい者が虐待を受けたり、虐待をされている疑いがあったら「障害者虐待防止センター（寒川町福祉課）」に通報することが義務付けられています。あなたは知っていましたか？（あてはまるもの一つに○）

1. 知っている。      2. 聞いたことがある。      3. 知らない。